

平成二十九年四月六日提出
質問第一〇六号

「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書

提出者 宮崎岳志

「教育ニ関スル勅語」の教育現場における使用に関する質問主意書

菅官房長官は四月四日の記者会見で「教育ニ関スル勅語」の教材としての利用について「憲法や教育基本法に反しないような、適切な配慮の下で取り扱うことまでも否定するものではない」と発言している。これについて、以下の事項について質問する。

一 「教育ニ関スル勅語」を実際の教育の中で用いる際、憲法や教育基本法などに反するか否かを判断する基準は何か。

二 「教育ニ関スル勅語」を幼稚園において毎日、唱和するのは問題ないと考えるか。

右質問する。